

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 4 号
件 名	職員の名札着用を求めることについて
要 旨	<p>新潟市職員服務規程第8条「名札の表示等」に、「職員は、職務に従事するときは、常に上衣の左胸部その他認識しやすい箇所に名札を着けなければならない。」と規定されています。現状はどうか。</p> <p>2月に区役所の所管課を訪れました。職員のほとんどが名札をつけていませんでした。そこで、庶務を担当する課に行って、名札について聞きました。その職員は、「名札をつけることになっているので、その課に言っておきます。」とっていました。その職員も名札をつけていませんでした。「あなたもつけていませんよね。」と言うと、「私もつけていませんね。」と説明していました。昼休みの休憩時間であっても、当番として受付業務をする場合や来訪する市民に対応する場合は、着用する必要があると思われます。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 職員は、職務に従事するときは、名札をつけること。</p> <p>2 昼休み時においても、職務に従事するときは、名札をつけること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年3月9日</p> <p>第1項 } 総務常任委員会 第2項 }</p>
受 理	令和5年2月20日 第652号